

社会福祉法人大阪水上隣保館 評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び第22条の規定に基づき、評議員並びに役員（理事及び監事をいう。）及び会計監査人の報酬等に関する事項を定める。

(評議員の報酬等)

第2条 本法人は、定款第8条で定める金額の範囲内で、評議員に対して報酬等を支給することができる。

- 2 報酬の額は、評議員会又は評議員の意見交換会等の会議に出席した場合は、一回につき5,000円とし、その他法人の業務に従事した場合は、日額10,000円とする。
- 3 交通費については、実費をその都度支払う。

(理事及び監事の報酬等)

第3条 本法人は、理事及び監事に対して報酬を支給することができる。

- 2 報酬の額は、理事会又は評議員会に出席した場合又は意見交換会等の会議に出席した場合は、一回につき5,000円とし、理事が別に定める役割分担に基づく業務等特段の法人業務を行った場合及び監事が監査業務に従事した場合は、日額10,000円とする。
- 3 交通費については、実費をその都度支払う。

(理事長・常務理事報酬等)

第4条 本法人は、前条の規定にかかわらず、理事長及び常務理事に対して月額報酬等を支給することができる。

- 2 報酬の額は、職務内容及び責任の度合いを総合的に勘案し、各年度の支給総額が1,000万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。ただし、職員として給与を支給されている場合には、5分の4を減じた額とし、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支給する。この場合、減じた額を他に加算してはならない。
- 3 交通費（実費）を除き、賞与等の手当は支給しない。

(会計監査人の報酬)

第5条 本法人は、会計監査人に対して報酬を支払う。

- 2 報酬の額、支給時期及び方法は、毎年度監事全員の同意を得て会計監査人と本法人

との間で締結する契約に従うものとする。

附 則

従前の「役員等報酬規程」は、廃止する。

この規程は、2017年6月24日から施行する。